

# 車いすの貸出事業のご案内

一時的に車いすを必要とされる方に、車いすを無料でお貸しします。

例えば、こんなときにご利用ください

- ☆1泊旅行に連れて行きたい…
- ☆外出（お花見や散歩等）に利用したい…
- ☆骨折してしまった…
- ☆介護保険の車いすレンタルサービスを利用できるまでの間、貸してほしい…



## 貸し出し対象・要件等

### □ 利用できる方

武蔵村山市内にお住まいで、在宅生活をされている方

### □ 貸出期間

**原則3ヶ月以内です。**（事情により延長を希望される場合はご相談ください。）

※例：全治3か月の怪我が4か月以上になった。介護保険の手続きがまだ終わらない等…

### □ 利用手続き

貸し出しできる車いすは数に限りがございます。事前に電話で車いすの貸し出し状況と来所日を予約してから、社会福祉協議会事務局までお越しください。

### □ その他

○介護保険制度や一般の福祉サービスによる給付やレンタル等、**公的制度が利用できる方は、対象にならない場合があります。**

○武蔵村山市社会福祉協議会以外でも裏面の「車いすステーション」で2週間の貸し出しを行っております。

○来所（申請）される方が市民以外の場合は、身分証明書（運転免許証や健康保険証など）をご持参ください。

問い合わせ・申請先

**武蔵村山市社会福祉協議会 地域係**

武蔵村山市学園4-5-1 市民総合センター2階

電話：566-0061 FAX：566-0253

月～土曜日（祝日、年末年始除く）8:30～17:15



ここりん